

## 【別紙】「鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおける岡山県商品取扱基準」抜粋

### 2 出品者の基準

次の要件をすべて満たすこと

- ① 岡山県内に本社又は主たる事業所を有し、取扱商品に係る製造・加工又は販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人であること。ただし、アンテナショップ事業の目的に照らして特に合理的であると知事が認める場合は、この限りでない。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ④ 事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑤ 岡山県税を滞納していないこと。

### 3 商品の基準

（1）生鮮品等（農畜水産物及び海苔加工品）については、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 岡山県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 天候等により食味が大きく変動することから、県産品をPRする場としてふさわしい高品質なものを厳選すること。特に、岡山県がブランド化を進めている次の品目については、それぞれに掲げる条件を遵守すること。
  - ア 果物 取扱業者において糖度計等による品質の定期的なチェックが行われているものであること。
  - イ 牛肉 岡山県産牛肉銘柄推進協議会が認定する「おかやま和牛肉」であること。
  - ウ カキ トレーサビリティに対応しているものであること。
  - エ 海苔 異物混入検査を終えたものであること。

（2）加工食品（海苔加工品を除く。）及び非食品については、次のいずれかに該当すること。

- ① 岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。
- ② 岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。
- ③ 上記以外の商品であつて、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると岡山県知事が認めたもの。

製造又は最終加工地 重要な部分を占める原材料	県 内	県 外
県 内 産	○	○
県 外 産	○	原則不可 (知事が認めたもののみ可)

### (3) 共通基準

上記(1)又は(2)に該当する商品であっても、次の要件のすべてを満たさないものは出品することができない。

- ① 食品衛生法、JAS法（日本農林規格等に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬機法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJIS規格（日本産業規格）等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ② 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- ③ 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。ただし、生鮮品については、この限りでない。
- ④ 内容やパッケージデザイン等が岡山県又は鳥取県・岡山県共同アンテナショップのイメージを損なうものでないこと。